日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

発 行

次

目

告

○建築基準法による一団地の区域……………… …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…

○建築基準法による道路の指定の取消し………(同)… ○東京都環境影響評価条例による調査計画書………

○保安林の指定解除予定(二件)……………… …………………(環境局総務部環境政策課)…

……………(産業労働局農林水産部森林課)…

○開発行為に関する工事完了(三件)…………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

 \equiv

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

…………(産業労働局商工部地域産業振興課

示

告

●東京都告示第百二十七号

定により の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規 建築基準法 団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条 第二項の規定 法第四十二条 による道路

る。

●東京都告示第百二十八号

という。) 第四十二条第二項の規定による道路の指定を次 のとおり取り消した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。 以 下 法

て縦覧に供する。 なお、関係図書は、 東京都多摩建築指導事務所に備え置

W

令和四年二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

勉

浅

井

道路の位置取消しに係る び幅員(単位取消しに係る

メートル)

道路の種類取消しに係る

取消年月日

る地番の全 七三・三二 延長

月十九日 令和四年 一

(--)

多町三丁目四 東村山市恩 四 . 00

番三地先

次に掲げ

令和四年! 一月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅

勉

対象区域の地名地番及び認定年月日

域 の 地名 地番 認定年月日

番二十四、同番二十二、三

多町三丁目二 東村山市恩

る地番の

部 小金井市中町二丁目五十三番一 対 象区 0) 十日 令和四年 月月

認定計画書の縦覧場所

小金井一丁目六番二十号 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課 (小平市花

●東京都告示第百二十九号

び同番三十 七、同番十及 三まで、同番

条の規定に基づき、次のとおり告示する。 再開発事業について、環境影響評価調査計画書 基づき、 十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に **査計画書」という。)の提出があったので、** 東京都環境影響評価条例 (仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一 (昭和五十五年東京都条例第九 条例第四十四 以 下 種市街地 調

令和四年二月七日

東京都知事 小 池 百 合 子

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

地

野村不動産株式会社

代表取締役社長 松尾

新宿区西新宿一丁目二十六番二号

東急不動産株式会社

代表取締役社長 岡田 正志

渋谷区道玄坂一丁目 一十一番 一号

住友商事株式会社

代表取締役 兵頭 誠之 \triangleright

自然との触れ合い活動の場、

廃棄物及び温室効果ガスを

千代田区大手町二丁目三番 号

ヒューリック株式会社

代表取締役社長 吉留

学

中央区日本橋大伝馬町七番三号

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

深澤

渋谷区代々木二丁目二番二号

対象事業の名称及び種類

(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開

発事業

高層建築物の設置

対象事業の内容の概略

約二・三ヘクタールの事業区域において、事務所、 対象事業は、中野区中野四丁目一番、八番に位置する ホテル、ホール、 駐車場等を新設し、複合的な市 住宅、

街地を形成するものである。

四

周知地域の範囲

中野区 中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野 四丁目、中野五丁目、中野六丁目、中央四丁 新井二丁目、新井三丁目、新井四丁目、新井 目、中央五丁目、上高田二丁目、新井一丁目 五丁目、野方一丁目及び野方二丁目の区域 七

杉並区 南五丁目の区域高円寺北一丁目、 高円寺南一丁目及び高円寺

五. 調査、 予測及び評価の項目

域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、 土壌

水循環、 日影、電波障害、風環境、景観、

事業者は、 対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の

六 調査計画書の縦覧 調査、 予測及び評価項目として選定している。

期間

曜日、 令和四年二月七日から同月十六日まで。ただし、 土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十 日

三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

 (\Box) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

 (Ξ) 場所

ア 中野区環境部環境課

中野区中野四丁目八番一号

イ 杉並区環境部環境課

杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号

東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

ゥ

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

都民の意見書の提出

(--)提出方法

持参、郵送又はメール送付

 (\Box) 記載事項

ア 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、 名

所又は事業所の所在地

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

> (Ξ) 期限

令和四年二月二十八日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子メー

送付先、件名等は、 東京都環境局ホームページに

掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme

nt/reading_guide/index.html

●東京都告示第百三十号

第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除す 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の

る予定であるので告示する。

令和四年二月七日

東京都知事 小 池 百 合子

解除を予定する保安林の所在場所

調布市深大寺元町二丁目三〇番八 (次の図に示す部分

に限る。

保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

解除の理由

 \equiv

参拝施設用地とするため

(「次の図」は、 省略し、 その図面を東京都産業労働局

3

で

建設株式会社 代表取締役

堀口

忠美

ついて

令和4年2月7日 (月曜日) 東 京 都 公 報 (第17512号) 多摩市南野三丁目二番二十一、 同番五十六から同番六十二ま 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 農林水産部及び調布市役所に備え置いて縦覧に供する。 完了した。 る予定であるので告示する。 ●東京都告示第百三十一 一第一項の規定により、 森林法 都市計画法 保安林として指定された目的 開発区域又は工区に 八王子市裏高尾町一六二一番五 解除を予定する保安林の所在場所 令和四年二月七日 含まれる地域の名称 令和四年二月七日 解除の理由 公衆の保健 道路用地とするため 発行為に関する工事の完了について (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の 公 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第 東京都多摩建築指導事務所長 東京都知事 次のように保安林の指定を解除す 告 六番十一号 練馬区石神井町二丁目二十 小 浅 住所及び氏名許可を受けた者の 井 池 百 合 勉 完了した。 六十一番二 完了した。 六及び同番六地先 調布市下石原三丁目四十七番 都市計画法 都 含まれる地域の名称 開発区域又は工区に 開発区域又は工区に 市計画法

開発行為に関する工事の完了について (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

令和四年] 一月七日

なお、

法第八条第二項の規定に基づき、

意見を述べよう

東京都多摩建築指導事務所長

浅 勉

0)

含まれる地域の名称

住所及び氏名許可を受けた者の

タクトホーム株式会社

西東京市東伏見三丁目六番

代表取締役 小 寺 裕

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

令和四年| 一月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

六

Ŧī. 四

住所及び氏名許可を受けた者は

0)

七

十七番一の一部及び二千三百 西東京市住吉町五丁目五百八 (第一工区) 十九号 西東京市東伏見三丁目六番

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 裕

八

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 その届出及び添付書類を縦覧に供する 法」という。) 大規模小売店舗立地法 第六条第一項の規定により大規模小売店 (平成十年法律第九十一号。 同条第三項において 以下

とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名 局商工部地域産業振興課 添えて、 あっては所在地)
三意見を述べる理由」を記載した書面を あっては団体名及びその代表者の氏名) 令和四年二月七日から四月以内に東京都産業労働 (新宿区西新宿) 一丁目八番一号) 二住所 (団体に (団体

令和四年二月七日

に到着するよう提出してください。

東京都知事 小 池 百 合 子

店舗名 JR町田駅ビル

店舗所在地 町田市原町田六丁目一番十一号

設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番

号

の氏名又は名称変更前の小売業者 株式会社シップスほか四十七名

変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社シップスほか四十八名

業者の氏名又は名変更を行った小売 資生堂ジャパン株式会社ほか五名

の住所 変更前の 小売業者 新宿区西新宿三丁目 (株式会社三松) ほか 番十 号

の住所 変更後の 変更前の小売業者 小売業者 (株式会社三松)ほか渋谷区千駄ケ谷三丁目六十 杉 Ш 繁和 (資生堂ジャパン株式 -番五号

+

九

	(第17512号)	東	京	都	公	報	令	和4年2月7	'日(月	曜日)	4
						十六	十五	十 四	+ = =	+ -	
						縦覧時間	縦覧期間	縦覧場所	届 変 更日	者の代表者名 変更後の小売業	の代表者名
						時までを除く。 分まで。ただし、正午から午後一 午前九時三十分から午後四時三十	第十号)に定める休日を除く。関する条例(平成元年東京都条例日まで。ただし、東京都の休日に今和四年二月七日から同年六月七	一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年一月二十日	直川 紀夫(資生堂ジャパン株式	会社) ほか
電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵163 定 (郵送料を含む°) 印 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番80 価 一箇月 六、六○○円 刷 東 京 第 号11 価 本号 三○円 所											
P 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵11 P 下京都文京区白山一丁目十三番七号 番00 F 下京で 1 下の 2 下の 2											